

青少年野外活動センター・こども村及び三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターの更新に係る基本計画 【概要版】

1 計画の目的

青少年野外活動センター・こども村及び三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターの更新に当たり、青少年だけでなく、より幅広い年齢層の市民にも自然体験活動の場を提供し、また、施設が立地する地域も含めた広島広域都市圏全体の活性化に資する施設となるよう、令和4年1月の文教委員会に報告した「野外活動施設の今後のあり方について」の施設ごとの今後の方向性に基づき、基本的な再整備の方針を取りまとめる。

2 各施設の現状等

(1) 青少年野外活動センター・こども村

- ・ 開設：青少年野外活動センター（昭和46年開所、52年経過）
こども村（昭和55年開所、43年経過）
 - ・ 所有者：両施設の土地は、広島市が所有し、広島市文化財団に無償貸付
青少年野外活動センターの建物は、広島市文化財団が所有
こども村の建物は、広島市が所有し、広島市文化財団に無償貸付
 - ・ 主要施設：宿泊室336人（うち宿泊棟292人、ロッジ3棟44人）、常設テント744人、食堂、
野外炊飯場、体育館、研修センター、実習農場、牧場、工作館、こども広場 など
 - ・ 宿泊利用者数：36,680人、日帰り利用者数：47,217人
- ※ 宿泊利用者数及び日帰り利用者数は、新型コロナウイルス感染症による影響前の令和元年度実績

【今後の方向性】

- ・ 小・中学校や子ども会等の青少年団体による野外活動・宿泊体験機能の維持・向上が図れる施設とする。
- ・ より幅広い年齢層の市民や近隣市町の青少年などの利用が促進されるサービスを提供できる施設とする。
- ・ 地域との連携・交流事業の展開、地域の人材を活用したイベント開催等、地域の活性化に資する取組が行える施設とする。

(2) 三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター

- ・ 開設：三滝少年自然の家（昭和53年開所、45年経過）
グリーンスポーツセンター（昭和57年開所、41年経過）
 - ・ 所有者：土地・建物共に広島市所有
 - ・ 主要施設：宿泊棟200人、常設テント96人、野外炊飯場、体育館、食堂、創作テラス、広場、
アスレチック遊具20種類 など
 - ・ 宿泊利用者数：20,507人、日帰り利用者数：104,466人
- ※ 宿泊利用者数及び日帰り利用者数は、新型コロナウイルス感染症による影響前の令和元年度実績

【今後の方向性】

- ・ 施設の一部やその周辺が土砂災害特別警戒区域であることから、宿泊機能を廃止し、屋外アスレチック施設を中心に市内中心部から気軽に利用できる日帰り施設としての機能を充実させた施設とする。

3 各施設の再整備方針等

「野外活動施設の今後のあり方について」の施設ごとの今後の方向性、学校・利用団体に対するアンケート調査、広島広域都市圏市町や庁内関係部局からのヒアリング結果等を踏まえ、以下のとおり再整備方針を定める。

(1) 青少年野外活動センター・こども村

ア 再整備方針

本市に限らず広島広域都市圏市町を含めた広域から、より多くの利用者呼び込むため、大自然と広大な敷地を生かした本格的な野外活動や、ものづくり体験、収穫体験が行える施設として整備する。特に、学校利用が少ない休日等の日帰り利用者の増加を図るため、子育て世代などのニーズが高いアウトドア活動や地域の賑わいの創出につながるイベントなどが行える施設を整備する。

なお、宿泊定員については、広島広域都市圏や圏外市町の学校等の宿泊体験、青少年団体によるスポーツ合宿、企業の研修などの団体向けの利用促進を図っていくことに加え、従来の野外活動・宿泊体験機能の維持・向上を図ることや三滝少年自然の家宿泊機能廃止後の利用者の受け皿としての役割を担うことなども踏まえ、現行と同程度の規模とする。

また、併せて、広島広域都市圏市町などからの利用を促進するためのアクセス手段の充実についても検討する。

イ 再整備内容

○ キャンプ場等の整備（野外活動ゾーン）

火おこしやまき割り体験もできる野外炊飯場や、衛生面に配慮されたトイレなどの設備を備え、オートキャンプやグランピングも可能なキャンプ場を整備する。

○ こども開拓村の整備（里山体験ゾーン）

農園を拡充し、畑づくりや収穫体験、家畜の世話、小屋づくりなど、子どもに非日常的な体験を提供できる「こども開拓村（仮称）」を整備する。

○ 多目的広場の整備（交流・レクリエーションゾーン）

少年野球やサッカー等のスポーツやレクリエーション、交流イベント、地域の行事などに利用できる多目的広場を整備する。

○ プレイパーク等の整備（交流・レクリエーションゾーン）

子ども自身が自然の中で工夫しながら自由にいきいきと遊べるプレイパーク（冒険遊び場）や、家族連れでも楽しむことができる大型複合遊具などを整備する。

○ 管理宿泊棟の整備（宿泊・学習ゾーン）

利用者の利便性の向上を図るため、企業の研修やミーティングなどに利用できる研修室、バレーボールやバトミントン等の屋内スポーツに利用できる体育館を管理宿泊棟に集約し、全館に空調設備を整備する。また、わら細工体験や地域文化の紹介などを通じた地域住民との交流や、登山やハイキング利用者の休憩・交流、子育て中の保護者同士の交流の場として活用できる地域交流室を設置する。

ウ 施設配置イメージ



エ 事業手法及び概算事業費

(7) 事業手法

以下の理由から、公設民営（DBO方式*）とする。

※ 民間事業者に施設の設計・建設の一括発注（Design-Build）と、維持管理・運営（Operate）の一括発注を包括して行う方式

（理由）

- ・ 再整備に当たっては、青少年が自然環境の中で集団宿泊生活を体験できる場を将来にわたって安定的に提供していく必要があること、市有施設として再整備する場合はその財源として償還時に交付税措置が受けられる市債の活用も見込めることなどから、本市が設置する公の施設として整備する。
- ・ また、民間事業者の創意工夫を引き出し、多様な利用者呼び込み、学校利用の少ない休日や冬季においても施設の有効活用がより一層図られることや、施設の建設・維持管理コストの縮減が期待できることから、設計から建設、維持管理・運営までを同じ事業者が請負わせる DBO 方式とする。

(イ) 概算事業費

- ・ 施設整備費 約 40 億円

【内訳】

宿泊室、体育館等 約 37.2 億円（解体、設計等の費用を含む。）

キャンプ場、多目的広場等 約 2.8 億円

- ・ 維持管理費・運営費等 約 15.2 億円

※ 運営期間は、サウンディング調査や他都市の事例等を参考に 15 年間とした。

※ 維持管理・運営費等の額は、運営期間中の利用料収入（約 2.2 億円）を除く。

オ スケジュール（予定）

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
・ 基本計画の策定 ・ 関係部署との協議等	→					一部供用開始 (宿泊棟)		
・ 新施設における条例制定 ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定		→						
・ 建設・運営等の事業者選定			→					
・ 設計・建設工事				→ 設計・宿泊棟建設			→ 既存施設の解体	→ キャンプ場等整備
								全面供用開始

(2) 三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター

ア 再整備方針

デルタ市街地により近い自然環境や近隣に公園がある立地を生かし、本市を中心とした低年齢層の子どもや高齢者などの市民が手軽に楽しめるよう、レクリエーションや体力づくり、自然体験などが行える施設として整備する。

また、併せて、より多くの市民に利用してもらえるようアクセス手段の充実についても検討する。

イ 再整備内容

○ プレイパーク等の整備（交流・レクリエーションゾーン）

子どもから大人までが楽しみながら体力づくりに取り組めるよう、地形を生かしたアスレチック施設や幼児向けの木製遊具、子どもが自然と触れ合えるプレイパーク（冒険遊び場）などを整備する。

○ バーベキュー場等の整備（野外活動ゾーン）

身近な自然環境の中で心身のリフレッシュが図れるよう、ピクニックなどのアウトドア活動ができる広場や初心者でも楽しめるバーベキュー場を整備する。

○ 自然観察広場等の整備（自然体験ゾーン）

市内を一望できる景観を生かしたハイキングや自然環境を生かした動植物の観察ができるよう、展望デッキや自然観察広場を整備する。

○ 多目的研修室等の整備（学習ゾーン）

宿泊棟の跡地については、自然環境を生かした小・中学校の校外学習や公民館や図書館との連携事業におけるフィールドワークなどの学びの場として、多目的な利用にも対応できる研修室を整備する。また、不足している駐車場を拡張する。

ウ 施設配置イメージ



エ 事業手法及び概算事業費

(ア) 事業手法

以下の理由から、公設民営（指定管理者制度）とする。

（理由）

- 三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターは、敷地面積が狭く、施設規模が小さいことなどにより、民間事業者の創意工夫やノウハウを生かした事業展開の余地が少ないため、本市において施設整備を行い、民間事業者が管理運営を行う指定管理者制度を導入する。

(イ) 概算事業費

- 施設整備費 約7億円
【内訳】
 研修棟、事務室 約4.1億円（解体、設計等の費用を含む。）
 アスレチック施設、バーベキュー場等 約2.9億円
- 維持管理・運営費等 約1.1億円
 ※ 運営期間は、本市の指定管理者制度の一般的な指定期間である5年間とした。
 ※ 維持管理・運営費等の額は、運営期間中の利用料収入を見込んでいない。

オ スケジュール（予定）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
・基本計画の策定	→						
・関係部署との協議等 ・アスレチック施設の仕様及び設置場所の検討		→					
・地質・地盤リスクの詳細調査			→				
・設計・建設工事				→ 設計	→ 既存施設の解体	→ アスレチック施設等整備	→
・新施設における条例制定					→		
・指定管理者の選定						→	

注：アスレチック施設休止期間（宿泊機能廃止（令和9年度～））は、令和8年度後半から令和9年度前半まで。供用開始は令和11年度。